

令和4年度 宮崎市国民健康保険特別会計3月補正予算(案)

資料1

【歳入】 (単位：千円)				【歳出】 (単位：千円)			
科目	現計予算額 (12月補正後)	補正予算額	最終予算額	科目	現計予算額 (12月補正後)	補正予算額	最終予算額
①国民健康保険税	7,330,633	218,091	7,548,724	①総務費	642,958	▲ 4,488	638,470
医療給付費分	5,067,385	154,160	5,221,545	職員給与費	346,503	7,399	353,902
後期高齢者支援金分	1,703,213	57,638	1,760,851	事務費	296,455	▲ 11,887	284,568
介護納付金分	560,035	6,293	566,328	②保険給付費	29,267,002	▲ 24,872	29,242,130
②一部負担金	2	0	2	療養諸費	25,306,562	▲ 17,012	25,289,550
③使用料及び手数料	7,406	▲ 644	6,762	療養給付費	25,000,500	0	25,000,500
④国庫支出金	1	24	25	療養費	223,050	▲ 16,000	207,050
国民健康保険災害臨時特例補助金	1	24	25	審査支払手数料	83,012	▲ 1,012	82,000
⑤県支出金	29,692,115	▲ 276,679	29,415,436	高額療養費	3,800,470	0	3,800,470
保険給付費等交付金(普通交付金)	29,024,130	▲ 16,000	29,008,130	高額療養費	3,795,500	0	3,795,500
保険給付費等交付金(特別交付金)	667,985	▲ 260,679	407,306	高額介護合算療養費	4,970	0	4,970
保険者努力支援分	197,465	471	197,936	出産育児諸費	148,860	▲ 23,860	125,000
特別調整交付金分	194,392	▲ 152,579	41,813	葬祭諸費	10,000	0	10,000
県繰入金(2号分)	188,335	▲ 100,000	88,335	移送費	110	0	110
特定健康診査等負担分	87,793	▲ 8,571	79,222	傷病手当金	1,000	16,000	17,000
⑥財産収入	588	0	588	③国民健康保険事業費納付金	11,016,990	0	11,016,990
⑦繰入金	4,263,193	▲ 61,298	4,201,895	④保健事業費	329,434	▲ 10,076	319,358
一般会計繰入金	4,021,807	175,603	4,197,410	特定健康診査等事業費	241,037	▲ 5,175	235,862
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,649,243	56,132	1,705,375	保健衛生普及費	21,979	▲ 4,770	17,209
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	874,087	6,102	880,189	その他の給付費	66,418	▲ 131	66,287
未就学児均等割保険税繰入金	35,285	▲ 8,968	26,317	⑤基金積立金	588	0	588
職員給与費等繰入金	631,892	▲ 4,652	627,240	⑥公債費	160	0	160
出産育児一時金等繰入金	99,240	▲ 15,906	83,334	⑦諸支支出金	88,401	12,129	100,530
財政安定化支援事業繰入金	552,870	120,737	673,607	還付金	42,000	▲ 6,500	35,500
その他一般会計繰入金	179,190	22,158	201,348	償還金	45,316	18,104	63,420
後期高齢者医療特別会計繰入金	4,740	▲ 256	4,484	還付加算金	1,030	▲ 520	510
運営基金繰入金	236,646	▲ 236,645	1	繰出金	55	1,045	1,100
⑧繰越金	1	63,419	63,420	直営診療施設勘定繰出金	55	1,045	1,100
⑨諸収入	71,951	29,780	101,731	⑧予備費	20,358	0	20,358
⑩市債	1	0	1				
合計	41,365,891	▲ 27,307	41,338,584	合計	41,365,891	▲ 27,307	41,338,584

①国民健康保険税
国民健康保険事業費納付金等の財源として、所要額を算定し、被保険者から徴収するもの。
⇒決算見込みに伴う増額補正。

④国庫支出金
○国民健康保険災害臨時特例補助金
東日本大震災に伴う一部負担金減免の補助金。
⇒本年度の実績に伴う増額補正。

⑤県支出金
○保険給付費等交付金
市町村が負担する療養の給付等に要する費用等の財源(普通交付金)及び市町村間の国保財政の調整等として、県から交付されるもの。
○特別交付金
市町村の財政状況その他の特殊要因や事業に応じた財政の調整を行うもの。
⇒交付決定見込みに伴う減額補正。

⑦繰入金
○保険基盤安定繰入金
保険税負担の緩和を図るため、保険税軽減相当分や低所得者を多く抱える保険者に対し助成される支援分を繰入れるもの。
⇒実績に応じた増額補正。
○財政安定化支援事業繰入金
国保財政の健全化、及び保険税負担の平準化に資するために、一般会計から繰り入れるもの。
⇒実績に応じた増額補正。
○運営基金繰入金
歳入不足分について、国保事業の円滑な運営を図るため保有している基金から繰入を行うもの。
⇒収支差引見込みに応じた減額補正。

⑧繰越金
令和3年度決算剰余金から基金積立額を除いたもの。

①総務費
職員の給与のほか、医療費適正化特別対策事業及びジェネリック医薬品使用促進事業等に係る費用。

②保険給付費
被保険者の疾病、負傷、出産、死亡の保険事故に対する給付費。法定給付(療養の給付等とその他の給付)と任意給付(傷病手当金の支給等)がある。
⇒実績に応じた減額補正。

③国民健康保険事業費納付金
国保事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、県が市町村から徴収する負担金。

④保健事業費
特定健康診査事業等に関して、保険者が支出する費用。
○特定健康診査等事業費
特定健診・特定保健指導の実施に要する費用。
⇒実績に応じた減額補正。

○保健衛生普及費
特定健診定着化のための事業(若年層対象の特定健診・受診勧奨等)、生活習慣病重症化予防及び適正服薬の推進等に要する経費。
⇒実績に応じた減額補正。

⑦諸支支出金
○償還金
令和4年度に徴収した過年度分の第三者行為求償等の返納金を県へ償還するもの。
⇒実績に応じた増額補正。